

平成25年（ワ）第25973号 損害賠償等請求事件

原告 森 裕 子

被告 志 岐 武 彦

被告準備書面（2）

平成26年 1月 8日

東京地方裁判所民事第16部合議2S係 御 中

被告訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

被告は、次のとおり主張する。

目 次

第1 原告が主張する事実摘示の主張が失当であること	4
1 はじめに	4
2 事実摘示に関する原告の主張その1について	4
(1) 原告の主張が失当であること	4
(2) 被告エントリー1について	4
3 事実摘示に関する原告の主張その2について	5

(1) 原告の主張が失当であること	5
(2) 被告エントリー2について	6
4 事実摘示に関する原告の主張その3について	7
(1) 原告の主張が失当であること	7
(2) 被告エントリー3について	7
5 小 括	8
第2 公正な論評であること（総論）	8
1 はじめに	8
2 公共性について	9
3 公益性について	9
4 小 括	10
第3 本件エントリー1の免責事由について	11
1 前提事実	12
2 前提事実の真実性又は相当性	12
3 人身攻撃ではないこと	12
4 小 括	12
第4 本件エントリー2の免責事由について	12
1 前提事実	13
2 前提事実の真実性又は相当性	14
3 人身攻撃ではないこと	14
4 小 括	14
第5 本件エントリー3の免責事由について	14

1	前提事実	14
2	前提事実の真実性又は相当性	14
3	人身攻撃ではないこと	15
4	小 括	15
第6	前提事実の真実性・相当性を根拠付ける事実関係について	15
1	原告は当初最高裁事務総局を追及していたが、 その後その追及先が変わったこと	15
2	X氏から検察審査員選定ソフトの情報をもらっ たこと及び最高裁の疑惑を広く伝えたいと依頼されたこと等	17
3	X氏から斎藤検察官と会った際の状況を聞いたことについて	21
4	原告らによる法務委員会秘密会の開催要請と 無罪判決後の状況について	22
5	原告が被告や石川克子を遠ざけるようになったこと	24
6	検察の捏造報告書の流出について	29
第7	架空議決に関する被告の見解と原告の見解との関係について	31
1	起訴議決が架空議決であることに関する被告の見解	31
2	被告による原告批判の内容と被告の表現の自由の保障の必要性	33
第8	結 語	36

第1 原告が主張する事実摘示の主張が失当であること

1 はじめに

原告は、訴状「第二 請求の原因」の「三 被告の摘示事実とこれによる原告の社会的評価の低下」において、被告ブログにおけるエントリーにおいて、以下の3つの事実摘示をして、原告の社会的評価を低下したと主張している。

しかしながら、平成25年11月19日付被告準備書面（1）で認否したように、この点に関する原告の主張は失当である。

以下、具体的に反論し、各エントリーが論評であることについて論ずる。

2 事実摘示に関する原告の主張その1について

(1) 原告の主張が失当であること

原告は、被告エントリー1の①、②、④、⑤、被告エントリー3の①は、小沢一郎氏について無罪判決が下される直前まで、原告が、「小沢一郎氏についての不起訴処分を不当とする旨の検察審査会の議決など存在していないのに、最高裁判所の事務総局がそのような議決があったかのようにでっち上げた」とする被告の空想に沿って最高裁判所を糾弾していた旨の事実を摘示すると主張している。

しかしながら、そもそも、被告ブログは、原告のいうエントリー毎に別の日付に作成されたものであり、各エントリー毎に、それぞれ、独立し完結している。エントリー1の一部とエントリー3の一部を併せて、事実摘示と見ること自体、被告ブログを甚だしく曲解するものと言わなければならない。

したがって、被告エントリー1について、事実摘示なのか、意見・論評なのかを検討しなければならない。

(2) 被告エントリー1について

ア そこで、被告エントリー1（甲1）について見ると、原告が主張するような事実摘示ではなく、原告は、小沢一郎氏の第1審判決直前から、原告

が最高裁に屈したと考えられ、それまでの追及先を最高裁から検察に変え、疑惑だらけの検察審査会について蓋をして隠蔽したと評価されるのであり、そのような原告の政治家（その当時は原告は国会議員だった。）としての変節について批判する論評である（以下「本件論評A」という。）。

イ なお、原告は、検察審査会の架空議決の内容について、「不起訴処分を不当とする旨の検察審査会の議決」、すなわち不起訴不当議決（検察審査会法第39条の5第1項第2号）と主張しているが、実際には、小沢一郎氏を起訴する旨の起訴議決（同法第41条第1項）である。

ウ 原告は、原告が被告の空想に沿って最高裁判所を糾弾していたとの事実を摘示するものと主張しているが、被告エントリー1にはどこにもそのような記述は存しない。「森氏らは、『架空議決』を武器にして、裏で最高裁を責めていたと推測される。」との記述はあるが、それは、被告の主張をそのまま主張していたというのではなく、当時、原告が架空議決ではないかという疑問をぶつけていたという意味であり、原告が被告の主張に沿ってそのような主張をしていたとはどこにも記述していない（なお、架空議決についての被告の見解については後記第7，1参照）。

3 事実摘示に関する原告の主張その2について

(1) 原告の主張が失当であること

原告は、被告エントリー1の②，⑤，被告エントリー2の④，⑤，被告エントリー3の①は、原告が、小沢一郎氏についての不起訴処分に関して、実際には検察審査会が開かれておらず、検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が創り上げた架空のものであると認識していながら、検察審査会が行われ、検察当局が捏造した捜査報告書により誘導された審査員により不適切な議決がなされたという、その認識と異なる事実を前提として検察を糾弾していたとの事実を摘示するものであると主張している。

しかしながら、前述したとおり、被告ブログは、原告のいうエントリー毎

に別の日付に作成されたものであり、各エントリー毎に、それぞれ、独立し
完結している。エントリー1の一部とエントリー2の一部を併せて、事実摘
示とみること自体、被告ブログを甚だしく曲解するものと言わなければなら
ない。

したがって、被告エントリー2について、事実摘示なのか、意見・論評な
のかを検討しなければならない。

(2) 被告エントリー2について

ア そこで、被告エントリー2（甲2）について見ると、原告が指摘するよ
うな事実摘示ではなく、X氏が個人で検察の捏造報告書を入手することは
できないだろうし、X氏が独断で検察の捏造報告書を八木氏に届けるとも
考えられないから、流出について原告側が関与しているとみるのか自然で
あり、捏造報告書をこそっと流出させて八木氏が騒ぎ、その後、原告と八
木氏が騒ぐことで、捏造報告書の存在を多くの国民が知ることになり、小
沢一郎氏についての起訴議決をした東京第五検察審査会に検察審査員が存
在し、検察審査員は捏造報告書によって起訴議決に誘導されたと思込ま
され、それが世に受け入れられて、最高裁事務総局の犯罪に蓋をして隠蔽
したと評価でき、そのような原告の政治家（その当時は原告は前国会議員だ
った。）としての変節について批判する論評である（以下「**本件論評B**」と
いう。）。）。。

イ 原告は、「当時国会議員であった原告がその認識に反する事実を掲げて
検察を糾弾していた」と摘示していると主張しているが、被告が批判して
いるのは、検察の捏造報告書を広く国民に知らせるように仕向けて、追及
の矛先を最高裁事務総局から検察にすり替えたという点であり、原告が指
摘するような事実摘示はしていない（この点の詳細については後記第7、2参
照）。

ウ 原告は、被告エントリー2及び同3に関して、「原告が、検察の捏造報

告書を入手して、X氏に渡し、X氏に指示をして…八木氏に流し」たと事実摘示したと主張しているが、被告ブログの上記エントリーのどこにもそのような記述は存しておらず、そのような事実摘示はしていない。

被告エントリー2の⑤において、「森前議員は捏造報告書を流出させ、最高裁の犯罪に蓋をした。」と述べているが、被告エントリー2の①で被告が述べているように、ロシアのサーバーから八木氏に捏造報告書を流出させたと述べているのであり、同②の記述と併せると、同⑤の記述は、原告が、捏造報告書の流出に関与したと評価できること及びそれによって最高裁事務総局の犯罪を隠蔽したと評価できると述べているものである（この点については後記第6，6参照）。

4 事実摘示に関する原告の主張その3について

(1) 原告の主張が失当であること

原告は、被告エントリー2の①，②，④，⑤，被告エントリー3の①は、原告が、検察の捏造報告書を入手して、X氏に渡し、X氏に指示して、ロシアのサーバー経由でこれを八木氏に流し、八木氏とともにこの捏造報告書について騒ぎ立てをすることにより、「審査員が存在し、報告書で誘導された」と国民をだまそうとしたとの事実を摘示するものであると主張している。

しかしながら、前述したとおり、被告ブログは、原告のいうエントリー毎に別の日付に作成されたものであり、各エントリー毎に、それぞれ、独立し完結している。エントリー2の一部とエントリー3の一部を併せて、事実摘示と観ること自体、被告ブログを甚だしく曲解するものと言わなければ成らない。

したがって、被告エントリー3について、事実摘示なのか、意見・論評なのかを検討しなければならない。

(2) 被告エントリー3について

ア そこで、被告エントリー3（甲3）について見ると（この前半部分はメデ

ィアを批判している箇所であり，原告の社会的評価とは全く無関係な部分であるから除外し，後半部分について考察する。) ，原告が指摘するような事実摘示ではなく，最高裁と闘う政治家は原告だけだったが，小沢一郎氏の第1審判決直前から，原告は，その姿勢を変え，最高裁の限りない疑惑をそのままにして，小沢一郎氏について起訴議決をした東京第5検察審査会に検察審査員はいるとして，検察の捏造報告書誘導説を広めて，最高裁の犯罪を消そうとしており，これにより最高裁を本気で追及する政治家は全滅したと評価し，そのような原告の政治的姿勢を批判する論評である(以下「**本件論評C**」という。)

5 小 括

以上から，原告が事実摘示であると主張している3つの点はいずれも失当であり，被告エントリー毎に，上記で述べたとおりの内容の論評をしたものである。

第2 公正な論評であること(総論)

1 はじめに

被告ブログにおける論評A，B及びCは，仮に，原告の社会的評価を低下させるものであったとしても，以下に述べるように，公正な論評として，免責されると解さなければならない。

ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては，その行為が公共の利害に関する事実に係り，かつ，その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に，その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには，人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り，その行為は違法性を欠くものというべきである(最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁，最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252

頁参照)。そして、仮にその意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である(以上、最高裁平成9年9月9日第三小法廷・民集51巻8号3804頁参照)。

2 公共性について

被告ブログのエントリー1乃至3は、小沢一郎氏について起訴議決をした検察審査会の疑惑について、国会議員又は前国会議員であった原告がとった行動ないしその政治姿勢を主題とするものであり、公共の利害に関する事実該当するというべきである(東京高裁平成6年7月21日判決・判例時報1512号36頁参照)。

3 公益性について

- (1) 被告は、小沢一郎氏について起訴議決をした検察審査会の疑惑を、広く社会一般に伝えるために、平成22年(2010年)5月から、被告ブログを開設し、この問題について様々取り上げていた。
- (2) 平成25年(2013年)7月26日、新宿の紀伊國屋書店において行われた原告の講演会において、原告は、被告の実名を名指しして、次のように発言した(乙1)。

「志岐武彦さん、志岐武彦さんは今日ここにきていないと思うんですけど、森ゆうこは本気で最高裁と闘ってないという風に私を批判して下さっているんですけども、あのそういうわけではないんですが、えー、最高裁からの情報を出させる、できることはすべてやっております。後は結果が出てくるのを待つだけですけど、あの、なかなかすべて情報を向こうが握ってますから難しい部分もありますが、私は全て、えー、志岐さんのあの組み立てた理論を否定しているわけではなく、証明するのが難しいと申し上げているわけですし、あの、同じ志を持っている人たちが攻撃しあってはいけません。一つ

の大きな目標に向かって、理論も 100 人いれば 100 人全部違うんです。あまり熱心になり過ぎると、自分とちょっと違う考え方の人は、全部、ダメだ、ダメだ、ダメだ、それじゃあうまくいかない。相手の思うつぼなんですよ。」などと発言して、被告のことを名指しで批判したことから、被告としては、原告に反論するために、検察審査会の疑惑についての原告の行動やその政治姿勢が変節していることを広く伝えるために、同年 7 月 29 日、被告ブログの本件エントリー 1 を記載したものである。

- (3) その後、原告は、同年 8 月 4 日に、Twitter で、被告のエントリー 1 に対して反論を始めた（乙 2）。被告は Twitter で再反論しようとしたら、原告はブロックして反論できなくなったため、原告に対して再反論し、検察審査会の疑惑についての原告の行動やその政治姿勢が変節していることを広く伝えるために、同年 8 月 11 日、被告ブログに本件エントリー 2 を記載したものである。
- (4) その後、原告は、同年 8 月 12 日、被告ブログの本件エントリー 2 に対する反論を Twitter で行い（乙 3）、その Twitter の内容をまとめて、同年 8 月 13 日、原告のブログに、「一市民 T 氏の作り話による誹謗中傷に断固抗議し、撤回と謝罪を強く求める。」と題する記事を掲載したため（乙 4）、被告は、これに対して再反論し、検察審査会の疑惑についての原告の行動やその政治姿勢が変節していることを広く伝えるために、同年 8 月 17 日、本件エントリー 3（特に、その後半部分）を記載したものである。
- (5) 被告には、個人的に原告に対する恨みを晴らすとか、原告を誹謗中傷するという意図は全くなかった。
- (6) したがって、本件エントリー 1 乃至 3 が、専ら公益を図る目的でなされたものである。

4 小 括

そこで、以下、各エントリー毎に、それが公正な論評であることについて論

ずる。

第3 本件エントリー1の免責事由について

1 前提事実

本件エントリー1（甲1）は、以下の事実を前提とする意見ないし論評（前記の論評A）である。

- ① 原告は、当初は、最高裁事務総局を追及していた。
- ② 原告は、平成24年4月26日の小沢氏の無罪判決の直前から、「起訴議決は検察の捏造報告書による誘導による」と主張し始めた。
- ③ 判決直前、原告が中心になって衆参法務委員会秘密会の開催要請をしたが、判決以後は具体的な開催要請が一切なかった。
- ④ 何者かによって、ロシアサーバーを通じて捏造報告書が八木啓代氏に届けられた。
- ⑤ その後すぐ、原告と八木氏は、「司法改革を実現する国民会議」（エントリー1には「市民と議員の会」とあるが不正確であった。）を結成し、検察追及を始めた。
- ⑥ その頃から、原告は、被告や石川克子氏を遠ざけるようになった。
- ⑦ 平成24年5月、原告は『検察の罨』（Z5）という本を上梓し、その冒頭で、「この議決は検察当局の捜査報告書の『捏造』という犯罪によって誘導されたものである」（同1頁）、本文において「最高裁スタッフは真面目で優秀である…私は決して悪い人間ではないと思っている」（同85頁）と書いた。
- ⑧ 小沢氏の無罪判決直後に発行された「週刊実話」に、謎のフィクサーX氏、原告、平野貞夫氏が、最高裁に不当な圧力をかけ、小沢無罪を勝ち取ったという記事が掲載された（Z6）。
- ⑨ その記事の内容は、表現を変えているところもあるが、被告がX氏から聞

いた話とかけ離れていなかった。

- ⑩ X氏は、平成24年始め、被告に近付いてきて、最高裁の「イカサマ審査員くじ引きソフト」の情報、「起訴議決後の9月28日に斉藤検察官が検察審査会に説明に行った」という話など検察審査会の疑惑情報を沢山くれ、これらの情報を被告ブログなどで広めてほしいと頼んできたので、言う通りに、X氏からもらった情報を使って最高裁を攻めた。

2 前提事実の真実性又は相当性

前記①ないし⑩の前提事実は、いずれも真実であるか、少なくとも、その重要部分について被告が真実と信ずるにつき相当な理由がある。

なお、前提事実の真実性・相当性については第6で詳述する（前記1の①及び②につき、後記第6，1，③につき同4，⑥につき同5，⑩につき同2参照）。

3 人身攻撃ではないこと

本件論評Aは、原告の行動ないしその政治姿勢を批判しているだけであり、原告に対する人身攻撃ではない。原告を人身攻撃するような表現はどこにも使用されていない。

4 小 括

よって、論評Aは、公正な論評として、違法性を阻却するか、故意又は過失がないから、名誉毀損による不法行為は成立しない。

第4 本件エントリー2の免責事由について

1 前提事実

本件エントリー2（甲2）は、以下の事実を前提とする意見ないし論評（前記の論評B）である。

- ① 平成25年3月、X氏から被告に電話があり、「志岐さんのブログには一つだけ間違いがある。志岐さんは捏造報告書を流出させたのは最高裁だと言っているが、それは違う。私がロシアのサーバー通し八木氏に流した。どこ

から誰が流したか完全に分からないようにして流した」と伝えた。

- ② ロシアサーバーからの流出が伝えられた直後のX氏も参加した会合で、某ブロガーがX氏に、「X氏なら出来るよね。貴方がやったんじゃないの」と言った際、X氏はにやにやしているだけだった。
- ③ X氏は、原告、平野貞夫氏を信頼し、いつも両氏の指示を仰いで行動していた。
- ④ 原告と平野貞夫氏も、X氏を頼りにしているようだった。
- ⑤ X氏は、「斉藤検察官の議決後の検察審査会での説明」や「二階議員による特許庁汚職」などの情報を両氏に提供していた。
- ⑥ X氏は、記者との付き合いも多く、週刊朝日に二階俊博汚職のネタを持ち込んで掲載させるなどしていた。
- ⑦ X氏は、コンピューター専門家であり、審査員ソフトの解析でも活躍した。
- ⑧ X氏にとっては、出処を隠してインターネットに流出させることは朝飯前だと考えられた。
- ⑨ 原告と八木氏は、流出後すぐに、「司法改革を実現する国民会議」を結成し、検察追及を始めた。
- ⑩ 原告は、捏造報告書が週刊朝日に掲載されたことについて、その著書『検察の罟』（Z5）において、「判決がいよいよ2日後に迫った4月24日、ついに切り札は現れた。『週刊朝日』（5月4・11日号）（Z7）が、東京地検特捜部の謀略をスクープしたのだ。」などと述べていた（同書182、183頁）。
- ⑪ 原告は、その著書『検察の罟』（Z5）において、「…捏造報告書は、それからしばらくして誰でも読めるようになった。」と述べていた（同書217頁）。
- ⑫ 原告は、「起訴議決は検察の捏造報告書による誘導だ」という発言を、集会や著作などで繰り返した。

2 前提事実の真実性又は相当性

前記①ないし⑫の前提事実は、いずれも真実であるか、少なくとも、その重要部分について被告が真実と信ずるにつき相当な理由がある。

なお、前提事実の真実性・相当性については第6で詳述する（前記1の①、②、⑤及び⑥につき第6、6、③、④、⑦及び⑧につき同2を参照）。

3 人身攻撃ではないこと

本件論評Bは、原告の行動ないしその政治姿勢を批判しているだけであり、原告に対する人身攻撃ではない。原告を人身攻撃するような表現はどこにも使用されていない。

4 小 括

よって、論評Bは、公正な論評として、違法性が阻却されるか、故意又は過失がないから、名誉毀損による不法行為は成立しない。

第5 本件エントリー3の免責事由について

1 前提事実

本件エントリー3（甲3）は、以下の事実を前提とする意見ないし論評（前記の論評C）である。

- ① 小沢一郎氏の第1審判決前までは、原告とそのブレーンX氏で、最高裁追及をし続けた。
- ② 被告は、原告に多くの資料を提供し、原告から激励や感謝のメールなどをいただいた。
- ③ 原告は、その著作『検察の罟』（乙5）で、「この（起訴）議決は検察当局の捜査報告書の『捏造』という犯罪によって誘導されたものである」と書いた（同書1頁）。
- ④ 原告は、「審査員はいる」と言った。
- ⑤ 平成25年3月、原告のブレーンX氏は、「自分が捏造報告書をロシアの

サーバーを通し八木氏に流した」と被告に告げた。

2 前提事実の真実性又は相当性

前記①ないし⑤の前提事実は、いずれも真実であるか、少なくとも、その重要部分について被告が真実と信ずるにつき相当な理由がある。

なお、前提事実の真実性・相当性については第6で詳述する（前記1の①につき第6，1及び同2，②について同5，④については同5，⑤につき同6参照）。

3 人身攻撃ではないこと

本件論評Cは、原告の行動ないしその政治姿勢を批判しているだけであり、原告に対する人身攻撃ではない。原告を人身攻撃するような表現はどこにも使用されていない。

4 小 括

よって、論評Cは、公正な論評として、違法性が阻却されるか、故意又は過失がないから、名誉毀損による不法行為は成立しない。

第6 前提事実の真実性・相当性を根拠付ける事実関係について

前述した前提事実を根拠付ける事実関係は、次に述べるとおりである。

1 原告は当初最高裁事務総局を追及していたが、その後その追及先が変わったこと

(1) 原告は、小沢一郎氏について起訴議決をした東京第五検察審査会の審査についての疑惑について、最高裁事務総局を追及していた。

(2) 原告は、平成22年10月15日及び同年11月26日の参議院予算委員会において、検察審査員候補者名簿管理システムについて、最高裁判所長官代理人である植村稔刑事局長に対して質問している（Z8，Z9）。

(3) 原告が作成した「検察審査会の謎を解明せよ 検察審査会調査報告書」（何種類か存在しているが、ここでは、平成23年6月30日付のものを引用する。Z10）において、「東京第五検察審査会 平均年齢の奇々怪々」（同3枚目）

において、検察審査会が発表した起訴議決をした審査員の平均年齢が3度訂正された点を指摘して（この件について報じる東京新聞平成22年10月16日付朝刊【乙11】は、「すでにインターネット上では『存在しない審査員で架空議決をした』『偽装工作』などと『謀略説』が渦巻いている。」と報じている。）、
「審査員は本当に存在したのか？」「審査会は本当に開催されたのか？」「幽霊審査会ではないのか？」と指摘している。

また、同資料では、「審査員くじ引きソフトは欠陥だらけ」（同5枚目）において、検察審査員候補者名簿管理システムについて、「実験で証明しました」として、「簡単に恣意的操作ができ、当選させたい人以外は簡単に除外することが出来る。」、「証拠が残らない。→ 施行令9条違反」, 「自治体から送られてきた名簿とは別に、新たに候補者名簿を登録することも出来る。」と指摘している。

さらに、「宣誓書, 臨時選定録フォーマット, 臨時選定録（8回分）, 支払い調書, 日当の支給基準から推定し, 検察審査員・補充員の出席簿を作成。」の項（同8枚目）において、議決したメンバーと同じメンバーが署名しなければ、議決書は無効。」とか、「正規の審査員が出席しているのに、臨時の審査員を選出することは検察審査会法第25条に反する。」との記載がある。

(4) 原告は、その著作『検察の罨』（乙5）においても、「追及というが、当時、私が集中的に調べていたのはむしろ最高裁のほうである。」と述べており（同書138頁）、最高裁事務総局を追及していたことを認めている。

(5) ところが、小沢一郎氏の第1審判決の直前頃から、追及先を、検察庁に変え、東京地検特捜部による捏造報告書によって、東京第五検察審査会が起訴議決に誘導されたとの主張を始めるようになり、最高裁事務総局への追及はなくなったのである。

それは、原告の著書『検察の罨』（乙5）の「はじめに」において、「この議決は検察当局の捜査報告書の『捏造』という犯罪によって誘導されたも

のである。」と述べ（同書1頁），その点について多くのページを割いている（同書180頁から219頁まで）。

他方，東京第五検察審査会の問題点については，検察審査員は存在したことを前提に，9月14日の開催日に3人の臨時審査員を選任した手続について，「違法な手続」とか，「ルール違反」「インチキ」と指摘するものの，決議が無効とは一言も述べておらず（同書90～92頁），くじ引きソフトについても，「くじによる抽選の公正さ，徹底した恣意の排除は，検察審査会の正当性を根本で支える，不可欠の要素である。しかし，そのために用意されたくじ引きソフトは，その運用も含めて，とうてい公正な選抜を確保できるようなものではなかったのだ。」と述べるが（同書101，102頁），それ以上に最高裁事務総局に対する批判や追及する文言は何も書かれていないのである。

2 X氏から検察審査員選定ソフトの情報をもらったこと及び最高裁の疑惑を広く伝えたいと依頼されたこと等

(1) 被告は，平成23年秋ころから，某週刊誌編集部に，被告が調べた情報を提供していた。平成24年1月18日，同編集部次長から，被告を取材したいので，担当記者から連絡させる旨の連絡があった（Z12）。

同年2月1日，担当記者が，被告宅を訪問し取材した（Z13）。

同年2月6日，担当記者から，X氏のことを紹介され，連絡先の携帯電話番号を教えてもらった。担当記者は，「X氏は，被告のブログを見ていて，被告の活動をよく分かっている。被告に会いたいと言っている」旨話していた。

(2) 被告は，同年2月8日，当時のX氏の事務所（東京都千代田区所在）を訪問して初めて会った（Z14）。

X氏は，平野貞夫と古くからの付き合いがあり，彼のことを信頼していると話していた。

X氏は、原告から依頼されて検察審査員候補者名簿管理システムの解析を行ったこと、同システムでは手入力が可能であること、最高裁が原告に対して、裏マニュアルを提出してきて、そこには手入力の方法等が記載されていたこと、原告とは連絡を取り合っていること、検察にも出入りしていることなどを話した。

X氏は、平成22年9月28日に、斎藤検察官と検察庁のロビーで会ったのは自分であると述べ、その際の状況を詳しく話してくれた。

X氏は、「被告のブログの内容は大体合っている」とも述べていた。

X氏の事務所には、原告が最高裁から入手した検察審査員候補者名簿管理システム、それに関連する資料（仕様書、マニュアル、発注書等）、最高裁の開発監理支援関係調達案件一覧等の書類が、青色ファイルに綴じられて保管されていた。

- (3) X氏から、最高裁の疑惑について広く知らせたいので、被告の知っている記者を紹介して欲しいと求められた。そこで、被告は、その求めに応じて、記者を紹介した。

同年2月13日、日刊ゲンダイ記者をX氏の事務所に案内して取材をさせ、日刊ゲンダイは、同年2月16日付「検察審査員『選定ソフト』はイカサマ自在」（Z15）、同年2月22日付「モミ消された法曹界重鎮のスクandalと暗躍した民主党黒幕、小沢強制起訴の接点」（Z16）と題する記事を掲載した。

同年3月1日には、被告は、東京新聞の本社にX氏を連れて訪問し、被告の知っている野呂法夫デスク、上田千秋記者と面談させ、東京新聞は、同年3月26日付の朝刊第1目面に「最高裁『一社応札』78% 無競争で落札率高止まり」（Z17の1）、同日付「こちら特報部」に「一社応札は『談合』？見積もり業者頼み」と題する記事（Z17の2、3）をそれぞれ掲載した。

同年3月6日には、フリーライターである西島博之をX氏の事務所に案内

して取材をさせるなどした。週刊プレイボーイの同年10月1日号に、「検察審査会が最高裁の裏金作りに使われている」と題する記事(乙18)が掲載された。

- (4) X氏から、最高裁の疑惑を、影響力の大きい人や発信力のある人に知らせたいので人を集めて欲しいと要請された。そこで、被告は、面識がある人に連絡をとり、平成24年2月23日の午後1時から5時まで、TKP小伝馬町ビジネスセンター204号室で勉強会を開催した。

この場には、被告のほか、天木直人、山崎行太郎、某フリーランスライター、某ブロガー、週刊ポスト記者、日刊ゲンダイ記者、石川克子(市民オンブズマンいばらき事務局長)などが出席した。

勉強会は、X氏が、「大日本帝国憲法下の旧司法省は今も生きている」と題する配布資料(乙19)に基づいて話をし、参加者が質問する形で実施された。X氏は、検察審査員候補者名簿管理システムをパワーポイントにしたものをノートパソコンで見せながら、このシステムについての説明をした(被告は、後日、X氏から、そのパワーポイントを印刷したものの交付を受けている。乙20)。X氏は、「配った資料を元にブログや週刊誌等の媒体で、最高裁の追及をして欲しい」と話した。

会場から、「この(配布資料)内容を全部載せていいのか」という質問があったが、X氏は「ネタ元さえ書かなければ構わない」と回答していた。

配布資料の中には原告が入手したものが多く含まれていたもので、被告は、原告も了解済みなのだと理解した。

出席した天木直人や山崎行太郎は、翌日以降のメールマガジンやブログで、最高裁の疑惑について記事を書いた(乙21, 22)。東京新聞も同年4月2日付朝刊に「『密室の検審』変わらず」と題する記事(乙23)を掲載した。

被告は、これらを被告ブログで紹介するとともに、原告に対して逐一、電子メールで報告していた。

(5) 被告は、X氏と原告は、極めて密接な関係にあると認識していた。それは、最初にX氏に会った際に、「原告とは連絡をとりあっている。2人で会うことが多い。」と話していたし、何よりも、原告が最高裁事務総局から入手した検察審査員候補者名簿管理システム、それに関連する資料（仕様書、マニュアル、発注書等）、最高裁の開発監理支援関係調達案件一覧等の書類が、X氏の事務所に保管され、それが解析を終えた後にもそのままにされていたからである。

(6) それだけでなく、以下の出来事からも、X氏と原告との関係を強く認識するに至った。

平成25年3月4日、被告と石川克子は、二階俊博議員の西松献金事件審査を行った東京第三検察審査会の歳出支出証拠書類を、会計検査院並びに東京地方裁判所から入手し（Z24）、この資料から、同審査事件の議決日である平成21年7月21日の審査員日当旅費請求書がないことを確認した。

その後、X氏から、その資料が欲しいと要請された。被告は、「週刊ポスト」2013年（平成25年）4月5日号に、被告の署名記事で、この点に関する記事を書いたが（Z25）、同年3月15日、その原稿を神保町にある小学館に届ける際に、X氏に連絡をとり、上記の歳出支出証拠書類を保存したCD-Rを渡した。

その後、原告から石川克子に電話があり、「議決日の審査員の日当旅費請求書がないことを3月21日に国会で追及するので、歳出支出証拠書類入手のいきさつを教えて欲しい」と連絡があった。被告は、X氏に上記資料を渡しただけで、原告にその資料が渡っているとは知らなかったのが大変驚いたが、X氏と原告が極めて密接な関係があると改めて認識したのである。

なお、同年3月21日、原告は参議院予算委員会でこの点について質問している（Z26）。

3 X氏から斎藤検察官と会った際の状況を聞いたことについて

(1) 被告は、山崎行太郎と共著で『最高裁の罨』（乙27）を平成24年12月10日ころ出版したが、その本の執筆のために、被告は、X氏に対し、同年7月29日と同年8月23日に電話をして、X氏が斎藤検察官と会ったことについて電話で話を聞いた。

なお、前記2、(2)で述べたように、被告は、X氏と初めて会った際に、平成22年9月28日に、斎藤検察官と検察庁のロビーで会ったのは自分であると聞いており、被告は、X氏から、その際の状況を詳しく聞いていた。

(2) X氏によると、斎藤隆博・東京地検特捜部副部長（以下「斎藤検察官」という。）が担当していた二階俊博議員による特許庁汚職事件について、X氏も、斎藤検察官ら特捜部と一緒に仕事をしており、その当時の状況について、平成22年（2010年）8月は、二階議員の捜査のために忙しく、盆休みもとれない状況であったこと、同年9月4日か5日に担当検事が全員集合し、同年9月6日は東京地裁に出かける余裕はなく、ずっと東京地検にいたこと（朝日新聞が、斎藤検察官が東京第五検察審査会に説明に行った日を同年9月上旬と報道していたが、X氏はそれを否定していた。）、同年9月17日から二階俊博議員関係の家宅捜索が始まり、全部で7箇所の家宅捜索が行われ（そのため、X氏も、同年9月17日は自宅に帰れなかったと述べていた。）、同年9月20日には証拠書類が全て揃い、起訴できる準備が整い、同年9月21日には東芝ソリューションの後藤部長の家宅捜索を行ったことを述べて、当時、斎藤検察官は、大変に多忙を極めており、起訴議決がされたとされる9月14日より前に東京第五検察審査会に説明に行ける状況ではなかったと説明した（乙28）。

また、X氏は、小沢派の議員が、斎藤検察官を国会で証人喚問するという噂が伝わったことから、斎藤検察官は東京地検特捜部から同地検公判部副部長に異動になり、小沢一郎氏の政治資金規正法違反被告事件の指定弁護士の補佐役となったので、証人喚問ができなくなったと説明し、被告がX氏に対

して、「齋藤検察官は、いつ元の部署に戻ったのか」と質問すると、X氏は、「原告が副大臣になった頃（平成23年9月）かな？」と答えた。

なお、X氏は、齋藤検察官と会った話をフリージャーナリストの山岡俊介氏に話したところ、それを山岡氏がブログに書いたとも話していた（Z24）。

(3) 被告は、『最高裁の罨』（Z27）の「齋藤検察官は検察審査会にいつ説明に行ったのか」の項について（同書115頁以下）、X氏に、原稿を書いてもらうように依頼し、原稿の『 』の部分をX氏がメールで送ってくれ、平成24年10月中旬ころ、原稿のチェックをX氏に依頼したところ、赤字の部分を修正して送り返してきた（Z29）。その際、X氏は、この事実を初めて知ったのは、ジャーナリストの山岡俊介のブログだったことにしてほしいということと、検察審査員候補者名簿管理システムの分析を行ったX氏と、齋藤検察官に会った人とは別人にしてほしいと要望されたため、『最高裁の罨』（Z27）では、「ある民間人（仮にA氏としておく）」と表記した（同書115頁）。

(4) 以上のように、被告は、X氏から、齋藤検察官が、起訴議決をした日（平成22年9月14日）より後の同年9月28日に、東京第五検察審査会に説明に行っていること及び同年9月14日より前に説明に行ける状況ではなかったことを詳しく聞いていたのである。

4 原告らによる法務委員会秘密会の開催要請と無罪判決後の状況について

(1) 平成24年4月16日、X氏から被告に対し、「原告らが、法務委員会秘密会開催要請をすることを決めた」との連絡があった。

(2) 同年4月20日、文京シビックホールにおいて、小沢氏の無罪決起集会が開かれた。会場で「検察審査会の実態調査を目的とする法務委員会秘密会の開催について（要請）」と題する書面（Z30）が配布され、その内容を原告が説明した。

この要請書は、被告がX氏から聞いたところでは、その原案を、平野貞夫

とX氏が作成し、それに原告が手をいれたものであるということであった。

この要請書中には、「(4)加えて、情報公開が限定的であることから、実際に検察審査会が開催されたか否かにさえ疑念を抱いた国民による大規模なデモや集会などの抗議行動が繰り返し行われている。」という文章もあった(傍点は被告訴訟代理人による。)

- (3) 同年4月26日、小沢一郎氏に対して無罪判決が出された後、法務委員会秘密会開催についての話を聞かなくなったことから、被告は、X氏に対して、何度か連絡して、原告に対して、「秘密会開催を促して欲しい」と依頼したが、X氏は、「国会議員は消費税反対で大変で、秘密会どころではない。議員らは、小沢さんが無罪になったからもういいと思っている」と述べた。
- (4) そこで、被告は、知人の小吹伸一と一緒に、同年5月29日、小林興起・衆議院法務委員長を訪問し、被告がまとめた「小沢検審議決に関する資料」を手渡して、是非、秘密会を開いて欲しいと要請した。これに対して、小林衆議院法務委員長は、「証拠書類も集めている。よくまとめましたね。小沢派の法務委員はこの内容を質問すればいいのに、何をしているんだろう。法務委員の階委員と辻委員は弁護士だから、この質問はできるはずだ。連絡してみる。」と述べて、その場から階委員と辻委員に連絡してくれた。被告は、別の用事で議員会館に来ていた石川克子を同行して、辻議員を訪問し、資料に基づいて説明し、被告が、「小林先生が、『是非、辻議員と階議員に迫って欲しい』と言っていました。」と水を向けると、辻議員は、「役職をとられてしまったので(法務委員会の理事でなくなったという意味—被告訴訟代理人による。)、質問の機会が与えられない。打つ手がない。打開の良い手があったら教えて欲しい。」と話した。その足で、階議員の部屋に行ったが、階議員は不在だったので、秘書に資料を渡して宜しくと伝えて退去した。その後、階議員に連絡をとったが、国会が忙しいことを理由に会ってもらえなかった(被告は、以上の経緯を『最高裁の罨』【Z27】109～111頁に記載し

ている。)

- (5) 結局、小沢氏の無罪判決後、原告やそれ以外の小沢派の議員からは、秘密会の開催を求めることはなく、そのような要請はなされなかったことから、秘密会は開かれなかった。

5 原告が被告や石川克子を遠ざけるようになったこと

- (1) 原告は、被告に対して、平成23年12月21日と平成24年3月15日、Twitterのダイレクトメッセージで、「心から敬意を表します」、「心から敬意を表し感謝申し上げます」などと感謝を示す言葉をかけていた(乙31, 32)。
- (2) 平成24年4月22日、原告は被告に対して、Twitterのダイレクトメッセージ(DM)で、「私の調査では、審査会が一度も開かれなかったというのは、かなり乱暴ではないかと思います。むしろ、10/4に、審査員が出席しているにも関わらず、9/14と同じ補充員を臨時の審査員として選出したことや」「齋藤部長が、9/14の起訴議決の後/9/28に出頭したことを証明することが重要ではないかと思っています。既に関係文書は改ざんされた可能性が高いですけど」と述べて原告の考えを伝えた(乙33)。
- (3) 小沢一郎氏の第1審無罪判決の後、平成24年5月15日、原告の議員秘書である関熊秘書から、『検察の罨』(乙5)の出版が決まったので、同年7月15日に、憲政記念館で、出版記念会を開くことになったので、参加者をできるだけ沢山集めて欲しい」と依頼され、その際に、関熊秘書は、「本の中で、被告のことも書いてあるはずですよ」と言われた。
- 同年5月30日に、原告の『検察の罨』(乙5)が出版され、被告もこれを購入して読んだが、被告のことには触れられていなかった。
- (4) 同年6月5日、被告は、原告に対して、Twitterのダイレクトメッセージ(DM)で、「『国民と司法の関係』会議で、『私の調査報告では、熱心に審査会が開かれていた』と発言なさりましたが、熱心にとは、どのようなこ

とで判断なさったのでしょうか」「先生のご認識では、恣意的に選ばれた人（インチキ審査員）が小沢氏を起訴するため熱心にやっていたということでしょうか」と質問した（Ｚ３４）。これは、この日、議員会館内で開かれた会議を、USTREAMで同時中継されたのを見て、被告が疑問を感じたことから、原告に質問したものであった。

これに対して、原告は、Twitterのダイレクトメッセージ（DM）で、「他の審査案件も多くあり、小沢案件以外の審査するため、毎週だいたい火曜日開催されていた。審査員経験者によると、開催日はほぼ定例、東京第五検察審査会と同じような頻度で開催。」「山下先生も報告されたように、審査補充員も審査員と同じように出席。そういう意味で熱心にと申し上げました。それらの全てが架空というためには、審査員選定録、宣誓書、小沢案件以外の会議の旅費等支払い調書も全て架空ということに。」と回答した（Ｚ３５の１，２）。

この回答に対して、被告は原告に対して、Twitterのダイレクトメッセージ（DM）で、「私は全て架空だと思っています。議決までの架空の計画を作り、それにあわせ、必要書類を作成していたと思います。普段やっている書類作りですから、造作もないことです。肝心の箇所は黒塗りですから。」

「先生に提出した審査員・補充員出席簿（これは誤記であり、実際には石川克子が原告からもらった審査事件票３３枚【Ｚ３６】のことであった。）を石川さんから見せていただきました。初めて黒塗りでない書類を見せてもらいましたが、これは先生に見せるために作られたものですね。それでは審査会が開かれたという証明になりません。」「紙面上では確たる証拠にはならないと思います。私は職員と何度も会って確認しましたが。審査会議が開かれたと云う証拠はつかめませんでした。先生のお力で、実際の審査員（テレビにも新聞にも登場しているようです）から話を聴いてみては如何でしょうか。」と返答したが（Ｚ３７）、これに対する原告の返答はなかった。

(5) 同年7月5日、石川克子は、検察庁に対して、齋藤検察官が起訴議決前に説明に行ったかどうかを確認するため、出張管理簿（平成22年4月1日から同年10月4日まで）を入手した（**乙38の1, 2**）。その結果、齋藤検察官が起訴議決前に検察審査会に行った記録がないことを確認した。

同年7月6日、石川克子が、そのことを原告に報告したところ、原告から被告に対して、「出張管理簿を見せて欲しい」と要請したので、被告は、参議院議員会館に、出張管理簿を届け、原告に渡した。

同年7月10日、参議院予算委員会で、この点について質問したが、質問の相手は法務省の稲田伸夫刑事局長だけであり、最高裁事務総局を呼び出しておらず、原告の質問に対しては、「近接するような場所で旅費の支給対象とならない場合については出張扱いにしていないと回答されて終わっている（**乙39**）。

同年7月24日にも、原告は参議院予算委員会で質問したが、質問の相手はこの日も法務省の稲田伸夫刑事局長だけで最高裁事務総局を呼んでおらず、原告は徒歩の場合にも出張報告書を作成している場合があることを指摘して質問したが、稲田伸夫刑事局長は、「起訴議決がなされた九月十四日よりも前に東京第五検察審査会から東京地検に対し書面により検察審査会への出頭要請があったということについては、これは書面の写し等で私どもも確認しているところでございますし、その書面に基づいて検察官が議決のある九月十四日より前に検察審査会に出席したものというふうに承知をしているところでございます。」と答弁されて質問をかわされてしまった（**乙40**）。なお、この「書面」については、被告から開示を求めたが、不開示となっていた（その経緯について、被告は『最高裁の罟』【**乙27**】118～127頁に記載している。）。

(6) 平成24年11月12日、小沢一郎氏の控訴審での指定弁護士の控訴を棄却する判決があった日の夕方、参議院議員会館において集会が開かれたので、

被告も参加した。

その際、被告と山崎行太郎との共著『最高裁の罨』のチラシ（乙41）が出来上がったので、集会に持参した。ある議員秘書に相談したところ、「会議室の出入口で配布したら」とのアドバイスをもらったので、集会の終了後に、会場から退出する集会参加者にそのチラシを配り始めたところ、しばらくして、原告が来て、被告に対して、「何故、ここで配るんだ。勝手なことをしては困る。被告といえども許さない。」と大声で怒鳴りつけた。被告は、「配ってはいけないことを知らなかったのでごめんなさい。」と謝ったが、原告は凄いい剣幕で何度も怒鳴った。

後日、被告は、原告の態度がどうしても納得できなかったもので、X氏に対して、「どうしてあんなに怒鳴ったのか、原告に聞いてくれ」と頼んだところ、しばらくして、X氏から電話があり、「（原告が）『大声で何度も怒鳴ったのは示しをつけるためと、法務省や最高裁に伝えるため。怒鳴ったことが2つの役所によく伝わった。』と原告が言っていた」との回答があった。

(7) 同年11月22日に発行された「月刊日本」平成24年12月号（乙42）に、原告と山崎行太郎との対談「司法の信頼性を問う」が掲載されたが、その中で、原告は、「検察審査会は完全な密室と言っても過言ではないほど、その情報を出しません。それゆえ、検察審査会については、どんなラディカルな仮説も成り立つという状況です。ただ私は『審査員は存在しない』『検察審査会は開かれなかった』とまで断定するのは難しいと考えています。」と述べて、被告の立場をとらないことを明言している。

(8) 平成25年3月7日に豊島公会堂で開かれた「小沢一郎議員を支援する会」主催の集会で、はたともこ議員が、「私は小沢抹殺の主役は最高裁だと考えている」と発言していたことから、同年3月21日、はたともこ議員に面談して、「検察審査会の疑惑について小沢派議員に説明する機会を作って欲しい」と依頼した。しかし、はたともこ議員からは、「原告が、被告が説明す

ることを了解してくれない。」と断られた。

同年4月10日、被告は、はたともこ議員に再度面談して、検察審査会の疑惑について説明し、小沢派議員に説明する機会を作ってもらいたいと依頼したが、「原告が了解してくれないのでそれはできない。」と再度断られた。その際に、はたともこ議員は、「原告は、『もう最高裁を迫及したくない』と言っていた」と漏らした。

(9) 同年4月26日、被告は、小沢一郎氏の議員秘書である川邊秘書に対して、架空議決疑惑について話をし、「架空議決の論拠は十分ある。小沢氏自ら疑惑迫及の声をあげて下さい」とお願いしたが、川邊秘書は、「この件は全て原告に任せている。原告を差し置いてできない。」、「小沢議員が抗議する場合、0.0001%でも不確かなことがあれば迫及できない。石川元秘書の裁判もあるし、最高裁を迫及できない。」と述べた。

(10) 同日、被告がX氏と電話で話した際に、被告からX氏に対して、「原告や小沢さんは、なぜ、最高裁のことを迫及しないのか。」と質問すると、X氏は、「原告は永田メール事件の二の舞になることを警戒している。何遍も言っているが、小沢さんは最高裁を迫及する気が全くない。被告は内部のことが全然分かってない。」と答えた。この日、X氏からはもう連絡しないで欲しいと言われた。

(11) 石川克子も、小沢一郎氏の第1審無罪判決の頃から、石川克子から原告に連絡をとっても折り返しの連絡が来なくなっており、石川克子は被告に対して、「(原告は)何故返事をくれないのか」と不満を漏らしていた。

(12) 以上に述べたように、原告は、小沢一郎氏の第1審無罪判決の後、最高裁への迫及をやめ、被告や石川克子を遠ざけるようになっていた。

6 検察の捏造報告書の流出について

(1) 平成24年4月24日、「週刊朝日」2012年5月4日・11日号に、今西憲之+本誌取材班の名義で、「極秘『捜査報告書』の全貌を遂に掴んだ

／小沢一郎を陥れた検察の『謀略』」と題する記事を掲載し、6通の捜査報告書の内容を報道した(乙7)。原告は、このことを、その著作『検察の罟』(乙5)(同書182頁以下)において言及している。

- (2) 同年5月2日、ロシアの共有サーバーに、捜査報告書6通と石川知裕議員が東京第五検察審査会による1回目の起訴相当決議の後の田代政弘検事(当時)の取調べを隠し録音した内容の反訳書が送付され、訴外八木がそのデータをダウンロードできる旨のメールが届き、訴外八木はそのデータを、インターネット上で公開して誰でも読める状態になった(乙43)。原告は、このことを、その著作『検察の罟』(乙5)(同書217頁以下)で言及している。

このデータは、流出元の痕跡が消されていて、明らかにプロの仕事であると指摘されていた(「サンデー毎日」2012年5月27日号18頁。乙44)。

- (3) その当時、この情報源が誰かについて色々と詮索されたが、不明のままとなっていた。
- (4) 平成24年5月8日、天木直人の提案で、勉強会の提案があり、銀座の「羽衣」に、天木直人、被告のほか、山崎行太郎、某週刊誌記者、某ブロガー、日刊ゲンダイ記者、石川克子(市民オンブズマンいばらき事務局長)などが集まり、X氏も遅れて参加した。

その席で、某ブロガーが、X氏に対して、「Xさんならできますよね。貴方がやったんじゃないの。」と指摘したところ、X氏は、それを否定せずに、にやにやしているだけだった。

被告は、このエピソードをしばらく忘れていたが、後述するように、後日、X氏からの告白を聞いた後、某ブロガーから指摘されて思い出した。

- (5) 平成25年3月18日ころ、被告がX氏と電話で話している際に、X氏は、突然、「被告の最近のブログには一つだけ間違いがある。被告は捏造報告書を流出させたのは最高裁だと書いているが、それは違う。私がロシアのサー

バーを通し、訴外八木に流した。どこから誰が流したか完全に分からないようにして流した。」と話した。

被告は、その電話のそばにいた妻に対して、その話を伝えた。被告も妻も、何のためにそんなことをしたのか、その時点では全く理解できなかった。

- (6) 同年5月6日、被告は、親しくしている数人の仲間に対して、「小沢無罪判決は司法取引があった？」と題するメールを送信した(乙45)。
- (7) 同年5月10日、某週刊誌記者から被告に電話があり、「志岐さんはX氏の知人に、メールで、『A氏がロシアのサイト通じて八木氏に流した』と伝えたようだが、そのようなメールは流さない方がいい。X氏が困っている。」「私もX氏から『自分が八木氏に流した』と聞いている。しかし、X氏は重要なネタ元なので黙っていて欲しい」と言われた。
- (8) 同年5月21日、某週刊誌記者から被告に対して電子メールが送信され(乙46)、その中で、「『俺がロシアのサーバーに流した』とXさんが言ったのは事実です。僕も確かに聞いていますし、実際に彼の話に沿って記事を書いています。内部事情に詳しい人間しか知らない話も多いし、もちろんXさんの話じゃなく、多方面にウラ取りをした結果です。」、検察内部の資料を、自身の関与が分からないように流した先が、なぜ八木だったのか。Xさんの本心は分かりません。ただ、サラリーマン記者、ジャーナリスト、国会議員のような『しかるべき立場の人たち』より、八木が効果的かつ即応的に、反検察という立場を貫いて大きく騒いでくれる、と見立てたからでしょう。」などと述べていた。
- (9) しばらくした同年5月下旬ころ、被告は、「週刊朝日」の上記記事(乙7)に、同誌の佐藤章記者が関与していることに気付いた(同24頁末尾)。X氏は、以前から、佐藤章記者と懇意にしており、X氏が情報提供して、二階俊博議員の特許庁の新システムの入札に関する疑惑に関する記事を掲載していたことから(乙47)、検察の捏造報告書の提供元はX氏の可能性がある」と

考えるに至った。

なお、X氏は、前述した斎藤検察官と会ったことや上記の二階議員の疑惑について、原告や平野貞夫氏にも情報提供していたことを聞いていた。

- (10) 被告は、それまでのX氏との交流を通じて、原告とX氏が極めて緊密な関係にあること、X氏が、検察の捏造報告書等を、X氏単独で入手したとは考えられなかった。

したがって、被告としては、検察の捏造報告書等の流出には、原告が何らかの形で関与していると考えたのである。これは、原告が記録を入手して、X氏にその流出を指示したとの事実を摘示したのではなく、様々な事実関係に基づいて、原告がこの流出に何らかの形で関与していると考えられるという意見を述べたものであった。

第7 架空議決に関する被告の見解と原告の見解との関係について

1 起訴議決が架空議決であることに関する被告の見解

- (1) 被告は、石川克子と協力して、検察審査会、東京地方裁判所、東京地方検察庁、会計検査院、最高裁判所に対して、様々な文書を情報公開で請求し、入手した（乙48乃至乙75。但し、乙75は平成25年12月に入手したものである。）。

ほとんどは不開示になったり、黒塗りがなされていたが、被告は、検察審査会関係者からのリーク情報に基づくと考えられる新聞記事などと併せて検討した結果、小沢一郎氏を起訴する起訴議決をした東京第五検察審査会には、検察審査員は実在しておらず、架空議決であったとの仮説に到達した。

このことは、山崎行太郎との共著『最高裁の罨』（乙27）の第1章に詳述した。そこでは、その結論として、「私はありとあらゆる可能性について考えてみた。その結果、私は一つの仮説にたどり着いた。『審査会議は開かれていなかった』。私の仮説はこうだ。」として1～8を述べ（同書153～

155頁), これを受けて, 「にわかには信じがたいストーリーかもしれない。しかし, 私はこの可能性は十分にあると考えている。科学では, 仮説を立て, 実験を行い, それに基づいて再び仮説を修正する。これを永遠に繰り返す。私が立てた仮説を実証するには, 司法権力が隠し通そうとしている情報が必要である。仮説が崩れるような事実が発覚すれば, 喜んで仮説を修正しよう。そのためにも, 私は最高裁事務総局に対して情報開示を強く求める所存である。」と述べている(以上の考えに基づいて, 乙74を情報公開により入手した)。

被告は, その後の資料を含めて, 起訴議決をした東京第五検察審査会の議決が架空であったことについて, 「“小沢検察審査会” 架空議決 8つの根拠」としてまとめている(乙76)。

なお, 同書10頁以下の「会計検査院は, 肝腎の“小沢東京第五検審の審査員実在確認”を外した」については, 原告が, 平成24年7月30日の予算委員会で, 東京第五検察審査会の検察審査員について, その旅費等の請求書に記載された審査員に本当に振り込まれたかのか, 振り込まれた先が本当の審査員なのかを確認してもらいたいと述べ, 会計検査院がこれを受けて調査し, その結果, 会計検査院は, 平成25年9月25日, 「会計検査院法第50条に基づく報告書」を公表した(乙77)。ところが, その内容によると, 最も問題となっている小沢一郎氏の事件についての審査期間である平成22年2月から10月に出頭した検察審査員についての調査対象とされておらず(同39頁), 検察審査員が実在したのかという疑惑は全く払拭されなかったままである。

(2) そして, このような仮説が可能であることについては, 実は, 原告も否定していないのである。

すなわち, 前記「月刊日本」において, 「検察審査会については, どんなラディカルな仮説も成り立つという状況です。」と述べている(乙42)。

前にも触れた平成25年(2013年)7月26日の新宿の紀伊國屋書店において行われた原告の講演会においても、「私は全て、えー、志岐さんのあの組み立てた理論を否定しているわけではなく、証明するのが難しいと申し上げているわけでした…」と述べている(乙1)。

同年10月23日の「森ゆうこと語る会 in 福岡」の講演会の際の質疑応答の際にも、「今年の初めごろから、志岐武彦さんの方から、ツイッター、ブログで、森ゆうこはけしからん、自分の言っている検察審査会架空議決説、即ち審査員は一人もいなかった、起訴議決はそもそも架空議決、それは説なんですけど、私はそれ自体否定していない。」と述べている(乙78)。

2 被告による原告批判の内容と被告の表現の自由の保障の必要性

- (1) 前記1で述べたとおり、被告は、いわゆる陰謀論を述べている訳ではなく、石川克子と協力して地道に情報公開請求をして、そこから得られた情報と、検察審査会関係者からのリーク情報に基づいて書かれたと考えられる新聞記事等を併せて総合的に検討して得られた仮説を主張していたに過ぎない。

そして、被告が原告に対して、被告の主張を原告がするように要求したり強要したことは全くないし、原告は、小沢一郎氏が無罪判決が確定するまで、国会議員の地位にあったものであるから、国民の代表として、原告自らの考えに基づいて主張していたはずであり、被告もそのように考えていたから、「被告の空想に沿って最高裁判所を糾弾していた」(訴状・請求原因第二, 三, 1〔5頁〕)と事実摘示するはずはないのである。

また、被告は、追及の矛先を最高裁事務総局から検察当局に変えたことを問題にしているのであり、「その(原告の)認識と異なる事実を前提として検察を糾弾していた」(訴状・請求原因第二, 三, 2〔6頁〕)と事実摘示するはずもない。

さらに、被告は、原告がそれまで追及していた最高裁事務総局への追及をやめて、検察の捏造報告書による検察審査員を起訴議決に誘導したとの見解

を国民に広く認識させることにより、最高裁事務総局の疑惑がなかったかのように世論を誘導したことを問題にしているのであり、「『審査員が存在し、報告書で誘導された』と国民をだまそうとした」（訴状・請求原因第二，三，3〔6頁〕）との事実を摘示するものではない。

結局，原告が，被告ブログの各エントリーについて事実摘示だとする内容は，いずれも被告の意図にもないし，そのようにも記載していないことを，原告の社会的評価の低下に結びつけるために曲解するものであると言わなければならない。原告が，別々の日に書かれた各エントリーの一部を無理矢理つなぎ合わせて事実摘示を導いているのは，まさにそのことを裏付けている。

何度も主張しているとおおり，被告は，原告の政治的姿勢が変節したことを指摘し，その政治姿勢を指摘して批判しているだけであり，国会議員又は元国会議員の地位にある原告にとっては，そもそも，その社会的評価を低下させるような言動ではないのである（東京地裁平成14年6月17日・判例タイムズ1120号187頁）。

- (2) すなわち，原告が，小沢一郎氏の第1審無罪判決が出る直前から，その追及の矛先を，検察の捏造報告書による誘導に転じて，それまで行っていた最高裁事務総局に対する本格的な追及をやめたことを被告は批判しているのである。

小沢一郎氏が無罪になった後は，それまでの追及の矛先を一転して変えて，最高裁事務総局を批判・追及しないという姿勢は，政治家として求められる一貫性を欠いた行為であると考え，被告はこれを批判してきたのである。

- (3) 被告は，これまで，最高裁事務総局を追及するという点で，原告の追及先がたまたま一致していたことから，被告や石川克子が情報公開請求で入手した様々な資料を原告に提供したり，原告の意を受けたと考えられるX氏からの要請を受けて，被告の知り合いの記者たちを紹介するなどして，メディアによる最高裁批判にも協力してきた。

ところが、原告は、小沢一郎氏に第1審で無罪判決が出た後には急に態度を変え、被告や石川克子を遠ざけるようになったのである。

被告は、このような原告の態度や政治的姿勢を見て、原告の政治的姿勢に対して疑問を感じ、しかも、原告の方から、被告の実名を名指して、被告の批判を始めたことから（前記第2、3参照）、被告ブログの各エントリーを書いたのである。

このような被告ブログが、原告の社会的評価の低下をもたらすとは考えられない。

- (4) このような原告の態度の豹変ぶりを見て、被告は、「週刊実話」2012年（平成24年）5月24日号の「小沢無罪の仕掛人 国家最高秘密も握る “謎のフィクサー”」と題する記事（Z6）に触発されて、原告、X氏と平野貞夫は、最高裁事務総局に対して「架空議決」かもしれないと攻めていたが、早く小沢一郎氏の無罪判決が欲しかったので、その追及をやめたのではないかと考えられることを被告ブログに書いたのである（「森氏の方が最高裁に屈したのではないか。」というのは、原告が最高裁への追及をやめたという意味で述べたものである。）。これも、原告やX氏の行動や、その後の行動や態度の変化から推測したことを述べているものである。
- (5) 国会議員または前国会議員は、もともと国民からの批判を浴びることを甘受しなければならない立場である。

「言論の自由市場」においては、表現の自由を戦わせるのが原則であり、法的手段をとって他方の言論を制約することは慎重であるべきである。とりわけ、政治家の行動や政治姿勢に対する批判は、表現の自由の中でももっと保護に値すると言わなければならない。

しかも、原告は、さまざまな言論の手段を有しており、Twitter やブログで、被告を批判するだけでなく、最近では、全国各地で行われる講演会において、被告を批判して自己が正当であることを話している。

そのような多様な言論手段を持っている原告が、一市民である被告に対して、恫喝のような裁判を提起することは相当ではない。

そもそも、被告ブログがインターネット上のブログであり、原告も、自身の Twitter やブログで反論していることからすれば、「言論による侵害に対しては、言論で対抗するというのが表現の自由（憲法二一条一項）の基本原則であるから、被害者が、加害者に対し、十分な反論を行い、それが功を奏した場合は、被害者の社会的評価は低下していないと評価することが可能であるから、このような場合にも、一部の表現を殊更取り出して表現者に対し不法行為責任を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり、相当とはいえない。」（東京地裁平成13年8月27日判決・判例時報1778号90頁）と解すべきである。

第8 結 語

以上から、原告の請求には理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以上

注： 実際に提出した準備書面から、関係者に配慮して、実名を匿名化した箇所があります。